

地方大学・地域産業創生交付金交付要綱

平成30年6月1日

府地事第246号

(通則)

第1条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第11条の規定による交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号）及び地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成30年6月1日付け府地事第245号。以下「制度要綱」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令並びに関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の対象及び交付率)

第2条 交付金は、制度要綱第6に規定する事業を交付の対象とし、その交付率は、事業の内容に応じ2分の1、3分の2又は4分の3とする。

(交付申請)

第3条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請については、交付金の交付を受けようとする地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。第7条第1項において同じ。）（以下「交付申請者」という。）は、別に定める日までに、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に対し、交付申請書（別記様式第1）に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の交付金の交付申請をするに当たっては、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減

額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第4条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、適正化法第6条の規定により交付金の交付決定をするものとする。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による交付金の交付決定をしたときは、適正化法第8条の規定により、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付決定通知書（別記様式第2）により交付申請者に通知するものとする。

(交付決定前の事業着手)

第6条 交付申請者は、第4条の規定による交付金の交付決定前に、交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ大臣に対し、その理由を記載した交付決定前着手申請書（別記様式第3）に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

2 交付決定前着手申請書の提出を受けた大臣は、速やかに承認の可否を判断し、交付決定前着手承認通知書（別記様式第4）により交付申請者に通知するものとする。

3 なお、当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で交付金事業等に着手するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた地方公共団体（以下「交付金事業者」という。）は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に申請取下書（別記様式第5）を提出するものとする。

(申請の変更)

第8条 交付金事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、この交付申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大臣に変更交付申請書（別記様式第6）を提出するものとする。ただし、

交付対象事業の目的等に関係がない実施計画（制度要綱第5に規定する実施計画をいう。）の細部の変更であると認める場合は、この限りでない。

（交付の変更決定）

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、交付金の変更交付決定をするものとする。

（交付の変更決定の通知）

第10条 大臣は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、変更交付決定通知書（別記様式第7）により交付金事業者に通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた交付金事業者は、交付金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に変更申請取下書（別記様式第8）を提出するものとする。

（遂行状況報告）

第12条 交付金事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに遂行状況報告書（別記様式第9）を提出するものとする。

（交付事業の遂行等の命令）

第13条 大臣は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定により、交付金事業者はその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定により、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第14条 交付金事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に実績報告書

(別記様式第10)を提出して行うものとする。

- 2 交付金事業者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として実績報告書(別記様式第10)を大臣に提出しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。
- 4 第3条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第11)により速やかに大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15条 大臣は、適正化法第15条の規定により、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に交付額確定通知書(別記様式第12)を通知するものとする。

(交付金の支払)

- 第16条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。
- 2 交付金事業者は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは精算払請求書(別記様式第13)を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは概算払請求書(別記様式第14)を官署支出官(内閣府大臣官房会計課長)に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定により、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべき

ことを当該交付金事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第10条第1項並びに適正化法第17条第1項及び第2項の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 交付金事業者が、適正化法、適正化法施行令又はこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 交付金事業者が、交付対象事業に関して不正行為、怠慢行為その他の不適當な行為をした場合

三 交付金事業者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

四 交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定により、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に掲げる場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定により、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 大臣は、交付金の返還を命じ、これを交付金事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定により、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 前各項の規定は、交付対象事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還命令)

第19条 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定により、当該交付金事業者に当該超える額の返還を命じなければならない。

(交付金の返還の期限)

第20条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては返還の命令がなされた日とする。

(交付金の経理)

第21条 交付金事業者は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第22条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定により、交付金事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票（別記様式第15）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(間接交付金の交付の際付す条件)

第23条 交付金事業者は、交付対象事業を行う大学及び事業者等（この条において「間接交付金事業者」という。）に交付金を交付するときは、第7条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

一 間接交付金事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（次号及び第3号において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ交付金事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

二 交付金事業者が、間接交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることがあること。

三 間接交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 交付金事業者は、前項の規定により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受

けなければならない。

- 3 交付金事業者は、第14条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接交付金事業者から交付金事業者に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(交付金の交付の際付す条件)

第24条 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（次号及び第3号において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第25条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。